

愛知医療学院大学

ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 愛知医療学院大学(以下「本学」という。)は、ハラスメントが本学の学生及び職員(有期雇用、時間雇用、非常勤の職員、契約により派遣された業者等を含む、以下本学人という。)の人権や就学、就労、教育及び研究(以下就学、就労という)の権利等を侵害するものであり、あつてはならないものであるという認識のもとに、ハラスメントの防止等に努めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、本学においてハラスメントの発生を防止するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対処し、就学・就労等に係る環境の維持及び改善を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 前条のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント 及びそのほかのハラスメントをいう。
- 2 セクシュアル・ハラスメントとは、一定の就学・就労上の関係にある本学人が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に不利益・損害を被るか、学業や職務に支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。
 - 3 アカデミック・ハラスメントとは、教員間、教員と学生等の間において、職務上の地位(役職その他の就労上や就学上の上下等の関係)を不当に利用して他の教員又は学生等に対して研究若しくは教育上又は就学上の環境を害する不適切な発言や行動をいう。なお、職務上の地位や権限に基づくもの以外で、教員間や学生間において、先輩が後輩に対し、或いは上級生が下級生に対し、その地位や力関係を不当に利用して教員の研究若しくは教育上の環境又は学生等の就学上の環境を害する発言や行動も含まれる。
 - 4 パワー・ハラスメントとは教職員間において、職務上の地位(役職その他の就労上の上下等の関係)を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な発言や行動、職務上の地位に基づいて発する命令などをいう。
 - 5 そのほかのハラスメントとは、上記2、3、4項のハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある本学人が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に支障が生じること、又は言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められることをいう。

(ハラスメント防止委員会の設置と任務)

第4条 学長は、キャンパス・ハラスメントのない学園をめざして、ハラスメント防止小委員会（以下「防止委員会」）を設置し、防止委員会は迷惑行為の防止に関する企画、啓蒙活動、研修会等を計画する。

2 防止委員会委員には、次に掲げる者について、学長が委嘱する。

- (1) 理学療法学専攻、作業療法学専攻から各1名
- (2) 事務長
- (3) その他学長が指名する者

3 前項第1号、第3号の防止委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 第2項のほか、学長は必要に応じて学外の専門家の中から防止委員会委員を置くことができる。

5 調査委員会に関する事務は、ハラスメント防止委員会において処理する。

(相談窓口の設置)

第5条 学長は、本学人からのハラスメントに関する相談に対応するため、相談窓口と、学内の教職員の中から相談を受ける担当教職員（以下「ハラスメント相談員」という）を置く。

2 ハラスメント相談員には、次に掲げる者について、学長が委嘱する。

- (1) 愛知医療学院大学事務局職員 若干名
- (2) 理学療法学、作業療法学専攻長、もしくはその推薦する教員1人ずつ計2人
- (3) その他学長が指名する者

3 前項第1号、第2号及び第3号のハラスメント相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の者又は増員による者の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 第2項のほか、学長は必要に応じて学外の専門家の中からハラスメント相談員を置くことができる。

(ハラスメント相談員の任務)

第6条 ハラスメント相談員は、本学人からのハラスメントに関する相談に真摯に対応するとともに、被害を申し立てた者（以下「申立者」という）が希望する場合又は申立者の承諾が得られた場合には、ハラスメント相談記録を作成し、学長、防止委員会委員長に報告するものとする。

2 ハラスメント相談員は、相談を受けるに際し、申立者、ハラスメントを行ったとされる者（以下「被申立者」という）及びその他の関係者のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するとともに、学長をはじめ適正措置を行うために必要な最小限の者を除き、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ハラスメント調査委員会)

第7条 学長は、ハラスメント相談員から報告を受け、当該ハラスメントの事実関係を調査する必要があると判断した場合には、ハラスメントの事実関係を調査し、適正措置を講じるため、報告のあった事案ごとに愛知医療学院短期大学ハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という)を設置することができる。

- 2 調査委員会の委員には、調査対象となる事案に応じて学長が指名するものとする。
- 3 調査委員会は、必要に応じ学外の有識者の意見を聴くことができるものとする。
- 4 調査委員会の運営については、委員長の決定を含め、調査委員会の定めるところによる。

(調査委員会の任務等)

第8条 調査委員会は、申立者、被申立者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。

- 2 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者のプライバシーを保護し、人権侵害がないように十分に配慮しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査の過程で、次の措置等が必要と認めた場合は、学長に報告するものとする。
 - (1) 申立者に対する緊急避難措置
 - (2) 申立者と被申立者との間の調停
 - (3) 申立者若しくは被申立者の所属する部局等での調査又は調整等の要請等
 - (4) その他緊急な対応が必要と認められる措置
- 4 前項第3号の要請等に基づき、学長は、必要と認める構成員よりなる調査会を置くことができる。

(措置の通知)

第9条 学長は、申立者に対し、調査委員会の調査結果等に基づき実施しようとする適正措置等を速やかに通知するものとする。

(学長の責務)

第10条 学長は、本学人に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努めるとともに、ハラスメントの事実関係を迅速かつ正確に調査・把握し、ハラスメントの事実が判明したときは、当該被害者及び行為者に対して、当該事案の内容及び状況に応じ、次に掲げる措置(以下「適正措置」という)をとり、併せて、その再発防止のために必要な対策を講じるものとする。

- (1) 行為者に対する懲戒処分等
- (2) 被害者と行為者の間の関係改善に向けての援助
- (3) 被害者と行為者を引き離すための配置転換
- (4) 行為者の謝罪
- (5) 被害者の労働条件の上での不利益回復等
- (6) その他必要と認める措置

(監督者の責務)

第11条 本学人を監督する位置にあるものは、次に掲げる事項を行うことにより、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、本学人のハラスメントに関する注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。
- (2) 本学人の言動に十分な注意を払うことにより、職場内等にハラスメント又はハラスメントに起因する問題が発生しないよう配慮すること。
- (3) 本学人に対し、この規程の周知を図ること。

(不利益取扱の禁止)

第12条 本学人は、他の本学人がハラスメントに関して相談、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該人に対して不利益な取扱いを行ってはならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 この規程の改廃は教授会の意見を聞いて学長が決定する。
- 3 この規程にそぐわない事態が起きた場合は、理事会の議を経て決定する。

(雑則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。